

一般社団法人千葉看護学会 研究活動推進委員会規程

(名称)

第1条 本委員会は、一般社団法人千葉看護学会研究活動推進委員会とする。

(目的)

第2条 本委員会は、会員の研究活動を推進するためのセミナーなどを企画・開催することを目的とする。

(委員会)

第3条 本委員会の運営は、理事会にて一般社団法人千葉看護学会理事より委員長を選出して行う。委員長は委員会を開催し、運営する。

2 研究活動推進委員（以下、委員）は、委員長が会員より選出し、本人の承諾と理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。

3 委員長、委員の任期は役員任期とし、再任を妨げない。欠員が生じた場合、これを補充しその任期は前任者の残任期間とする。

(活動事項)

第4条 本委員会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる活動を行う。

(1) 看護学および看護実践に携わる会員・非会員を対象とした、実践、研究、教育の質の向上を支援する諸活動として、セミナー、ワークショップや学術集会における交流集会等の開催

(2) 研究動向や会員の研究ニーズ把握のための調査活動等の実施

(3) その他、理事会あるいは委員会が必要と認めた事項

(規程の変更)

第5条 本規程を変更する場合には、理事会の承認を経なければならない。

附 則

この規程は、2024年4月1日より施行する。